



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*59 和歌山県立高等看護学院学則の一部を改正する規則 (医務課)..... 1

○ 告示

- 663 介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止 (長寿社会課)..... 2
- 664 指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課)..... 3
- 665 " (")..... 4
- 666 " (")..... 4
- 667 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要 (商工振興課)..... 4
- 668 農用地利用配分計画の認可の申請 (経営支援課)..... 5
- 669 " (")..... 5
- 670 農用地利用配分計画の認可 (")..... 5
- 671 保安林の指定予定の通知 (森林整備課)..... 5
- 672 " (")..... 6
- 673 保安林予定森林 (")..... 6
- 674 一般競争入札による落札者の決定 (河川課)..... 7
- 675 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課)..... 7
- 676 " (")..... 8
- 677 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (")..... 8
- 678 浦神港小型船舶係留施設の使用料の徴収事務の委託 (港湾空港振興課)..... 9

○ 警察本部告示

- 4 射撃残さ分析走査電子顕微鏡システム(X線マイクロアナライザー)貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 10
- 5 随意契約の相手方の決定 12

○ 公告

入札公告 (警察本部)..... 12

規 則

和歌山県規則第59号

和歌山県立高等看護学院学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年6月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県立高等看護学院学則の一部を改正する規則

和歌山県立高等看護学院学則(平成9年和歌山県規則第23号)の一部を次のように改正する。

第6条の表助産学科の項中「15人」を「10人」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第663号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号、第85条第2号及び第115条の10第2号の規定に基づき公示する。

平成28年6月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3072200987	社会福祉法人ふたば福祉会	地域生活支援センターぴいす	田辺市東陽39-15	訪問介護	平成27.9.23
3072200417	社会福祉法人ふたば福祉会	地域生活支援センターぴいす	田辺市東陽39-15	介護予防訪問介護	平成27.9.23
3071000784	株式会社ファーストリブ	さくら・介護ステーションももたろう	橋本市隅田町中島993-1	訪問介護 介護予防訪問介護	平成27.11.20
3061390047	有限会社セブンメイト	訪問看護ステーションあしたば	伊都郡かつらぎ町佐野80-1	訪問看護	平成27.12.31
3072500774	医療法人かなめ会	サンテ・ヴィラージュ太地デイケア	東牟婁郡太地町太地字北通谷1285-1	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	平成27.12.31
3071400778	医療法人さくら会	デイサービスうらら	海南市鳥居1-1	通所介護	平成28.1.31
3071700276	特定非営利活動法人よつ葉福祉会	あんびお	紀の川市名手市場1024-2	通所介護 介護予防通所介護	平成28.1.31
3072000544	株式会社やまばと	やまばケアプランセンター	御坊市菌564-1	居宅介護支援	平成28.2.1
3071400976	株式会社サザンクロス	サザンクロスかいなん	海南市日方1271-75	訪問介護 介護予防訪問介護	平成28.2.29
3071700623	株式会社あお空	デイサービスセンターかつき	紀の川市桃山町調月769-98	通所介護 介護予防通所介護	平成28.2.29
3072201258	株式会社あさひ	あさひケアプランセンター	田辺市栄町23	居宅介護支援	平成28.3.1
3071600807	株式会社たかがきサービスステーション	まごころランド	有田郡有田川町大字上中島859-1	訪問介護 介護予防訪問介護	平成28.3.31
3071600732	有田郡老人福祉施設事務組合	養護老人ホームなぎ園	有田郡湯浅町大字吉川160	訪問介護 介護予防訪問介護	平成28.3.31

30716007 40	有限会社優心の郷	サンライズケア広川	有田郡広川町広552-4	訪問介護 居宅介護支援 介護予防訪問 介護	平成 28.3.31
30725000 22	社会福祉法人串本町社会 福祉協議会	串本町社会福祉協議会古 座事業所	東牟婁郡串本町上野山29 1-4	訪問介護 介護予防訪問 介護	平成 28.3.31
30712001 60	那賀老人福祉施設組合	那賀老人福祉施設組合特 別養護老人ホーム白水園	紀の川市粉河2513	短期入所生活 介護 介護予防短期 入所生活介護	平成 28.3.31
30722006 56	紀南農業協同組合	JA紀南福祉用具貸与事業 所	田辺市高雄三丁目22-19	福祉用具貸与 介護予防福祉 用具貸与	平成 28.3.31
30722006 64	紀南農業協同組合	JA紀南福祉用具販売事業 所	田辺市高雄三丁目22-19	特定福祉用具 販売 特定介護予防 福祉用具販売	平成 28.3.31
30724000 25	社会福祉法人白浜町社会 福祉協議会	白浜町社会福祉協議会日 置川支部	西牟婁郡白浜町日置197- 1	居宅介護支援	平成 28.3.31
30715006 43	有限会社優心の郷	サンライズケア有田	有田市糸我町西496-1	居宅介護支援	平成 28.3.31
30725009 07	合同会社岬	ケア、プラン岬台	東牟婁郡串本町潮岬793- 4	居宅介護支援	平成 28.4.15
30722014 80	株式会社たちき	上屋敷居宅介護支援事業 所	田辺市上屋敷二丁目12-7	居宅介護支援	平成 28.4.30
30722014 98	株式会社たちき	デイサービス上屋敷	田辺市上屋敷二丁目12-7	介護予防通所 介護	平成 28.4.30
30712000 20	社会福祉法人皆楽園	皆楽園友愛ケアプランセ ンター	紀の川市畑野上272	居宅介護支援	平成 28.4.30
30721005 91	社会福祉法人清英会	ホームヘルプサービス虹	日高郡みなべ町埴田1450 -1	訪問介護 介護予防訪問 介護	平成 28.5.1
30725007 09	宗教法人正宗寺	居宅介護支援常楽	東牟婁郡那智勝浦町南大 居491	居宅介護支援	平成 28.5.31
30716013 18	有限会社LOHAS	ほっとケアマネステーシ ョン	有田郡湯浅町栖原55-10	居宅介護支援	平成 28.6.1

和歌山県告示第664号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成28年6月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービス の 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年 月 日

3011610 031	コスモス作業所	有田郡有田川町 庄1040番6	就労継続支援 B型	特定なし	社会福祉法人 きびコスモス 福祉会	有田郡有田川町 庄1040番6	平成 28.4.1
----------------	---------	--------------------	--------------	------	-------------------------	--------------------	--------------

和歌山県告示第665号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成28年6月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所 番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービスの 種類	主たる対象 とする障害 種別	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日
3012410 241	いきいき作業所	西牟婁郡白浜町 安宅425-16	就労継続支援 B型	特定なし	社会福祉法人 ふたば福祉会	田辺市文理一丁 目15-13	平成 28.4.1

和歌山県告示第666号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成28年6月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所 番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービスの 種類	主たる対象 とする障害 種別	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日
3012520 296	ジョイナス	東牟婁郡那智勝 浦町朝日二丁目 36番地2号	就労継続支援 A型	特定なし	合同会社ニュー フィールド 那智勝浦	東牟婁郡那智勝 浦町朝日二丁目 36番地2号	平成 28.6.1

和歌山県告示第667号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成28年6月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール和歌山
和歌山県和歌山市中字楠谷573番地
- 意見の対象となった届出に係る告示
平成28年和歌山県告示第62号
- 意見の概要
無し
- 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山市産業まちづくり局産業観光部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）
- 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成28年6月17日から同年7月19日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第668号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成28年6月8日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び西牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成28年6月30日まで縦覧に供する。

平成28年6月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第25号-1	西牟婁郡白浜町才野字下垣内450-1
平成28年度第25号-2	西牟婁郡白浜町中字江崎1994

和歌山県告示第669号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成28年6月8日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び海草振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成28年6月30日まで縦覧に供する。

平成28年6月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第26号-1	和歌山市吐前字竹ノ下173外14筆
平成28年度第26号-2	和歌山市森小手穂字東原谷1005-1外2筆
平成28年度第26号-3	和歌山市禰宜字畑ノ下641外1筆

和歌山県告示第670号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成28年6月7日に認可した。

平成28年6月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第13号-1	和歌山市平尾字奈良原24-1外5筆
平成28年度第13号-2	和歌山市永穂字辻ノ本336-1外1筆
平成28年度第13号-3	和歌山市下三毛字前嶋289-1外10筆

和歌山県告示第671号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年

法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年6月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市本宮町久保野字西畑951、957、957の2、958
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第672号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年6月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市本宮町湯峯字光ヶ谷295、296の1
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第673号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年6月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 日高郡日高川町大字愛川字瀧ノ尻568の1、568の5
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第674号

平成28年度及び平成29年度和歌川ポンプ場電力調達について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成28年6月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
平成28年度及び平成29年度和歌川ポンプ場電力調達
予定調達電力量 1,398,005kWh
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
平成28年5月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
エネサーブ株式会社
滋賀県大津市月輪二丁目19番6号
- 5 落札金額
26,071,168円（うち消費税及び地方消費税の額1,931,197円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成28年3月4日

和歌山県告示第675号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成28年6月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 2 土砂災害警戒区域の名称
亀山（210）
- 3 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

- 4 法第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに御坊市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第676号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成28年6月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

地滑り

- 2 土砂災害警戒区域の名称

小引（355）、上出（356）、番所山（357）、大引（359）

- 3 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

- 4 法第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに由良町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第677号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年6月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

- (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

新宮川右支溪（8-425-2-001-1）、赤木川左支溪（8-425-2-006-1）、荒木川右支溪（8-207-1-008）、荒木川右支溪（8-207-2-009）、三輪崎2（8-207-1-014）、高森川右支溪（8-207-2-014）、高森川右支溪（8-207-2-015）、高森川右支溪（8-207-2-016）、高森川左支溪（8-207-3-003）、土の河川左支溪（8-207-2-026）、土の河川左支溪（8-207-2-027）、熊野川右支溪（8-207-2-028）、高田川左支溪（8-207-2-045）、高田川左支溪（8-207-2-046）、高田川左支溪（8-207-2-047）、高田川左支溪（8-207-2-048）、秋津野川右支溪（8-207-1-001）、佐野川右支溪（8-207-1-009）、佐野川右支溪（8-207-1-010）、佐野川右支溪（8-207-011）、佐野川諸支溪（8-207-1-012）、秋津野川右支溪（8-207-2-001）、秋津野川右支溪（8-207-2-002）、佐野川右支溪（8-207-2-010）、田長1（I-2042）、下田長1（I-2044）、田長2（II-8353）、向野（I-2053）、鎌塚2（II-8366）、鎌塚（II-8448）、鎌塚3（III-4611）、畝畑（II-8365）、佐野1（I-2408）、佐野2（I-2409）、佐野4（I-4625）、佐野5

(I-4626)、佐野6 (I-4627)、佐野7 (II-8069)、東山 (II-8071)、佐野12 (II-8076)、佐野10 (II-8081)、佐野11 (II-8082)、八反田 (III-4512)、佐野13 (III-4513)、佐野14 (III-4514)、佐野15 (III-4515)、蜂伏1 (I-4630)、蜂伏2 (I-4631)、蜂伏6 (II-4511)、木ノ川2 (III-8077)、佐野 (101) (II-80060)、佐野 (102) (II-80061)、佐野 (103) (II-80062)、佐野 (104) (II-80063)、佐野 (105) (II-80064)、佐野 (106) (II-80065)、佐野 (107) (II-80066)、鎌塚 (101) (II-80067)、鎌塚 (102) (II-80068)、鎌塚 (103) (II-80069)、鎌塚 (104) (II-80070)、岡 (I-2404)、三輪崎1・三輪崎4 (I-2405)、三輪崎2 (I-2406)、西高森2 (I-4621)、東高森1 (I-4622)、三輪崎6 (I-4623)、三輪崎5 (I-4624)、東高森2 (II-8062)、西高森3 (II-8063)、西高森4 (II-8064)、三輪崎8 (II-8067)、三輪崎9 (II-8068)、三輪崎3 (II-8428)、西高森1 (III-4506)、源ヶ林 (III-4507)、比奈 (III-4510)、三輪崎11 (II-80039)、三輪崎12 (II-80040)、三輪崎13 (II-80041)、三輪崎14 (II-80042)、三輪崎15 (II-80043)、木ノ川 (I-2410)、木ノ川6 (I-4628)、木ノ川7 (I-4629)、木ノ川8 (I-4632)、木ノ川9 (I-4633)、木ノ川10 (I-4634)、木ノ川11 (I-4635)、木ノ川12 (II-8072)、木ノ川16 (II-8073)、木ノ川13 (II-8074)、木ノ川17 (II-8075)、木ノ川18 (II-8078)、横手 (II-8079)、木ノ川15 (II-8080)、木ノ川19 (II-80044)、木ノ川20 (II-80045)、木ノ川21 (II-80046)、木ノ川22 (II-80047)、木ノ川23 (II-80048)、木ノ川24 (II-80049)、木ノ川25 (II-80050)、木ノ川26 (II-80051)、木ノ川27 (II-80052)、相賀1 (I-4603)、相賀2 (I-4604)、笹地1 (II-8031)、相賀3 (II-8033)、相賀4 (II-8034)、相賀5 (II-8035)、相賀6 (II-8036)、相賀7 (II-8037)、相賀8 (II-8038)、相賀9 (II-8039)、相賀10 (II-8040)、相賀11 (II-8041)、相賀12 (II-8042)、相賀13 (II-8043)、相賀14 (II-8044)、相賀15 (II-8045)、相賀16 (II-8046)、相賀17 (II-8047)、相賀18 (II-8048)、相賀19 (II-8049)、相賀20 (II-8050)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局新宮建設部並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流、地滑り及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域の名称

新宮川右支溪 (8-425-2-001-2)、新宮川右支溪 (8-425-2-002)、赤木川左支溪 (8-425-2-006-2)、荒木川右支溪 (8-207-1-007)、佐野川右支溪 (8-207-2-012)、木ノ川右支溪 (8-207-2-901)、木ノ川右支溪 (8-207-2-902)、佐野川右支溪 (8-207-2-011)、河根 (74)、大小森 (75)、大休場 (76)、立石 (230)、栗原 (416)、志古 (457)、三輪崎10 (II-8070)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局新宮建設部並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第158条第1項の規定により、浦神港小型船舶係留施設の使用料の徴収事務を平成28年4月1日から次の者に委託した。

平成28年6月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

東牟婁郡串本町串本1884番地 和歌山東漁業協同組合

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第4号

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。) 第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号) 第4条の規定に基づき、射撃残さ分析走査電子顕微鏡システム (X線マイクロアナライザー) 賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成28年6月17日

和歌山県警察本部長 直 江 利 克

1 一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 調達役務の名称

射撃残さ分析走査電子顕微鏡システム (X線マイクロアナライザー) 賃貸借業務

(2) 調達役務の仕様等

射撃残さ分析走査電子顕微鏡システム (X線マイクロアナライザー) 仕様書 (以下「仕様書」という。) による。

2 一般競争入札に参加する者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成28年6月17日 (金) において、次に掲げる要件のいずれをも満たす者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。

(3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

(4) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。

(5) この入札に係る賃貸借業務と同種同等規模以上の業務の契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績が2件以上ある者であること。

なお、同種同等規模以上の業務の契約とは、射撃残さ分析走査電子顕微鏡システム (X線マイクロアナライザー) 等の法医理化学機器について、予定価格の50パーセント以上の金額で、保守 (修理) に対応したリース又はレンタルに係る契約とする。

(6) 営業品目に賃貸借を有する者であること。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者 (以下「暴力団等」という。) が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。

(8) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。

(9) 民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者又は破産法 (平成16年法律第75号) に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

カ 使用印鑑届

キ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目

ク 誓約書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

コ 仕様書に準拠する機器の一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、保証書又は証明書、仕様等を記載したもの）。ただし、記載する仕様詳細については、当該製品のカタログ等を添付することで省略可とする。

サ 申請者のシステム貸借業務に関する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

シ 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの

（ア）障害発生時の連絡体制図を添付すること。

（イ）営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載すること。

(2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者にあっては、当該通知書の写しを提出することにより、(1)のイからオまで、キ及びクに掲げる申請書類に代えることができる。

(3) (1)のア、イ、カ、ク、ケ、サ及びシに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成28年6月17日（金）から同年7月4日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において行うほか、平成28年6月17日（金）から同年7月5日（火）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に和歌山県警察本部刑事部科学捜査研究所に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室9

(2) 日時

平成28年6月23日（木）午前10時

5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成28年6月17日（金）から同年7月14日（木）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、6に掲げる場所に提出するものとする。

なお、郵送による場合は、平成28年7月14日（木）午後4時までに6に掲げる場所に必着させなければならない。

6 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県警察本部刑事部科学捜査研究所
和歌山市西1番地
和歌山県警察本部鑑識科学センター2階
郵便番号 640-8313
電話番号 073-473-0110（内線546）
ファクシミリ番号 073-473-0110

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成28年7月21日（木）までに通知するものとする。

8 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成28年7月25日（月）午後4時までに書面により求めることができる。
- (3) (2)の書面は、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明に対する回答は、平成28年8月1日（月）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県警察本部告示第5号

運転者管理システム等改修委託業務について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成28年6月17日

和歌山県警察本部長 直 江 利 克

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

運転者管理システム等改修委託業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

平成28年5月17日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

日本電気株式会社和歌山支店
和歌山市六番丁5

5 随意契約に係る契約金額

151,956,000円（うち消費税及び地方消費税の額11,256,000円）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第2号に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

公 告

入 札 公 告

射撃残さ分析走査電子顕微鏡システム（X線マイクロアナライザー）賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成28年6月17日

和歌山県警察本部長 直 江 利 克

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成28年度から平成36年度まで

(2) 調達役務の名称及び数量

射撃残さ分析走査電子顕微鏡システム（X線マイクロアナライザー）賃貸借業務 一式

(3) 賃貸借期間

平成29年2月1日から平成37年1月31日までの間

(4) 調達役務の仕様等

射撃残さ分析走査電子顕微鏡システム（X線マイクロアナライザー）仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(5) 納入場所

和歌山市西1番地

和歌山県警察本部鑑識科学センター2階

和歌山県警察本部刑事部科学捜査研究所（以下「科学捜査研究所」という。）

(6) 入札金額

月額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成28年和歌山県警察本部告示第4号に規定する射撃残さ分析走査電子顕微鏡システム（X線マイクロアナライザー）賃貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

科学捜査研究所

和歌山市西1番地

和歌山県警察本部鑑識科学センター2階

郵便番号 640-8313

電話番号 073-473-0110（内線546）

ファクシミリ番号 073-473-0110

(2) 期間

平成28年6月17日（金）から同年7月4日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の（1）に同じ。

イ 期間

3の（2）に同じ。

(2) (1) により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、5に掲げる入札説明会において行うほ

か、平成28年6月17日（金）から同年7月5日（火）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に科学捜査研究所に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1
和歌山県警察本部1階 会議室9

(2) 日時

平成28年6月23日（木）午前10時

6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1
和歌山県警察本部1階 会議室8

イ 入札日時

平成28年8月8日（月）午後1時30分

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県警察本部から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参するものとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成28年8月8日（月）午前10時までに科学捜査研究所に必着するよう行わなければならない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額に96を乗じて得た額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、入札金額に96を乗じて得た契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察本部から一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、科学捜査研究所の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県警察本部の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

14 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

15 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

ファクシミリ番号 073-423-0120

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be required :

Lease of equipment for Scanning Electron Microscope System equipped with gunshot residue analysis, 1 set.

- (2) Time limit for tender :

1:30 p.m. Monday 8 August 2016 (Deadline for bids submitted by mail : 10:00 a.m. Monday 8 August 2016)

- (3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department

Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

TEL:073-423-0110

FAX:073-423-0120